

## 羽島市営斎場予約システム取扱要綱

令和7年10月15日決裁

### (目的)

第1条 本要綱は、羽島市営斎場（以下「斎場」という。）の火葬予約を行う「羽島市営斎場予約システム」（以下「システム」という。）の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (取扱要綱の同意)

第2条 システムを利用する葬祭事業者は、システムを利用する前に必ず本要綱を確認し、本要綱に同意した上でシステムを利用するものとする。

2 システムを利用した場合は、本要綱に同意したものとみなす。

3 理由にかかわらず、本要綱に同意できない場合は、システムを利用できないものとする。

### (定義)

第3条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「登録事業者」とは、システムを利用する葬祭事業者をいう。

(2) 「登録ID」とは、登録事業者を識別する符号をいう。

(3) 「予約確認ID」とは、登録事業者が予約の確認を行う際に識別する符号をいう。

(3) 「ユーザー名」とは、システムの接続に必要な符号をいう。

(4) 「パスワード」とは、システムのセキュリティを確保するために必要な暗証符号をいう。

(5) 「承認番号」とは、システムで予約が完了した場合に割り当てられる符号をいう。

### (利用上の注意)

第4条 羽島市は、あらかじめ利用登録を行った登録事業者に対し、システムの利用権を付与するものとする。

2 システムは、個人での利用を認めないものとする。

(遵守事項)

第5条 登録事業者は、システムの利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 予約は、死亡の事実が発生してから行うこと。
- (2) 予約後の火葬時間の変更及び予約の取り消しは原則として行えないものとする。やむを得ない理由により火葬時間の変更又は予約の取り消しが必要な場合は、速やかに羽島市に連絡すること。
- (3) 羽島市火葬場設置等に関する条例及び同施行規則に反する行為は行わないこと。
- (4) 羽島市及び斎場職員の指示に従い、他の登録事業者の迷惑となる行為は行わないこと。
- (5) その他システムの利用に関し、不正又は不誠実な行為を行わないこと。

(利用登録)

第6条 登録事業者は、システムの利用に当たっては、あらかじめ、本要綱に同意の上、利用登録を行うものとする。

2 登録事業者は、前項の規定による利用登録の申請を行う場合、羽島市営斎場予約システム利用登録申請フォームより必要事項を入力するものとする。ただし、これによりがたい場合は、羽島市営斎場予約システム利用登録申請書(別記第1号様式)を羽島市へ提出するものとする。

(登録ID等の交付)

第7条 羽島市は、利用登録の申請を受けたときは、審査の上利用登録を行うとともに、登録申請者に、登録ID、予約確認ID、ユーザー名及びパスワード(以下「登録ID等」という。)を通知する。

(登録ID等の管理)

第8条 登録事業者は、システムの利用に当たっては、次の各号に掲げる事項に注意し、前条の登録ID等を自らの責任において厳重に管理するものとする。

- (1) 登録ID等は第三者に知られないように厳重に管理すること。
- (2) 登録ID等を第三者に開示又は使用させないこと。また、第三者への漏洩防止に努めること。
- (3) 不正アクセスや個人情報の流出が疑われる状況を把握した場合、速やかに羽島市へ報告すること。また、報告に対して羽島市から指示があった場合はそれに従うこと。

#### (登録ID等の変更)

第9条 羽島市は、羽島市が必要と認めるとき又は登録事業者からの申し出があったときに、当該登録IDの登録事業者に事前に告知した上で、登録IDの変更を行うこととする。登録事業者は、登録ID変更の手続きを行う場合、羽島市営斎場予約システム登録ID変更申出書（別記第2号様式）を羽島市へ提出するものとする。

- 2 羽島市は、変更の必要があると認めるときに、登録事業者に告知した上で、ユーザー名及びパスワードの変更を行うことができる。

#### (登録の変更及び廃止)

第10条 登録事業者は、登録した名称、所在地等に変更が生じた場合、又はその登録を廃止しようとする場合は、遅滞なく変更、廃止の手続きを行うものとする。

- 2 登録事業者は、登録の変更及び廃止の手続きを行うときは、羽島市営斎場予約システム利用登録変更（廃止）届（別記第3号様式）を羽島市へ提出するものとする。

#### (禁止事項及び利用停止)

第11条 システムの利用に当たっては、次の各号に掲げる事項を禁止する。また、羽島市は、登録事業者が次の各号に掲げるいずれかの行為を行ったことが明らかな場合、又は該当する行為があると疑うに足る相応の理由がある場合は、利用登録の抹消、システムの利用停止等の必要な措置を行うことができる。

- (1) システムを火葬予約以外の目的で使用する事。
- (2) 被火葬者が存在しないにもかかわらず、架空の情報で火葬の予約を行うこと。
- (3) 他の登録事業者に影響を及ぼすほど、多数の変更又は取消しを行うこと。
- (4) 使用する必要がなくなった予約の取消しを懈怠すること。
- (5) システムに対し不正な手段でアクセスすること。

- (6) システムに対しウイルスに感染したファイルを送信すること。
- (7) システムのプログラム又はコンテンツに対し、修正、複製、改ざん等の行為を行うこと。
- (8) 他の登録事業者の登録IDを不正に使用すること。
- (9) システムの管理及び運営を故意に妨害し、又は破壊すること。
- (10) 他の登録事業者の活動を妨害又は強要すること。
- (11) 法令又は公序良俗に反すると認められる行為をすること。
- (12) その他システムの円滑な運用を阻害するような行為をすること。

#### (利用時間)

第12条 システムは、原則として24時間365日利用可能とする。ただし、羽島市は、次の各号に掲げる場合、事前の通知を行うことなくシステムの停止又は利用の制限を行うことがある。

- (1) 定期又は緊急に、システムのメンテナンス等を行う必要が生じた場合
- (2) システムへのアクセスが著しく集中した場合
- (3) システムに重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合
- (4) 天災等の非常事態が発生した場合

#### (利用方法)

第13条 登録事業者は、次に掲げる手順により、システムを利用するものとする。

- (1) 空き状況の確認後、予約内容の入力を行うこと。
- (2) 予約内容の入力後、予約情報を送信すること。
- (3) 予約情報の送信後、予約完了メールが登録事業者の予約確認受信用メールアドレスに送信されるため、内容等を確認すること。
- (4) 予約完了メールが届かない場合は、システムで予約確認IDを使用し予約状況の確認を行い、予約が完了していないときは再予約を行うこと。
- (5) 予約後の火葬時間の変更及び予約の取り消しは原則として行えないものとする。やむを得ない理由により火葬時間の変更又は予約の取り消しが必要な場合は、速やかに羽島市に連絡すること。
- (6) 予約完了メールで承認番号を確認の上、メールに記載されたURLより、乗入連絡表の登録を行うこと。

(費用)

第14条 登録事業者がシステムを利用し、予約等を行う費用は無償とする。ただし、利用に当たって必要とする装置（ソフトウェアを含む。）及びインターネット接続等に関する費用、その他一切の費用は、登録事業者が負担するものとする。

(免責事項)

第15条 羽島市は、登録事業者がシステムを利用したことにより発生した登録事業者の損害及び登録事業者が第三者に与えた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。

2 羽島市は、その裁量において、システムの改修、運用停止、中断等を登録事業者へ予告なく行うことができることとする。また、このことを行ったために生じたいかなる損害に対しても、一切の責任を負わないものとする。

3 羽島市は、登録事業者が使用するパソコン・スマートフォン等の障害又は不具合、通信回線上の障害、天災その他羽島市の責めに帰さない理由によるシステムの障害等により発生した登録事業者の損害及び登録事業者が第三者に与えた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。

4 羽島市は、登録事業者以外の者による登録ID等の使用により、登録事業者が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。

(障害発生時)

第16条 登録事業者は、システムが障害又はその他の理由により利用できなくなった場合には、電話又は対面の方法による火葬予約を行うこととし、このことを承知の上、システムを利用するものとする。

(損害賠償)

第17条 羽島市は、登録事業者が故意により、又はシステムの正しい利用方法に従わないことにより、システムを破損し、又はそのデータを消去し、若しくは破損したときは、当該行為を行った登録事業者へその損害の賠償を求めるものとする。

(個人情報保護)

第18条 羽島市は、システムの利用によって取得する個人情報については、システムの運営に必要な範囲で利用し、また、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、羽島市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年羽島市条例第31号)及び関連法令に従い適切に取り扱うものとする。

(要綱の変更)

第19条 羽島市は、必要があると認めるときは、登録事業者に予告を行うことなく、本要綱に規定する条項を変更し、又は新たな条項を追加できるものとする。

2 羽島市は、本要綱を変更する場合には、変更内容及び変更の効力発生時期を当該効力発生時期までに所定の方法で告知するものとし、当該効力発生日に変更の効力が生じるものとする。

3 登録事業者は、システム利用の都度、本要綱の確認を行うこととし、告知された効力発生時期以降にシステムを利用した場合は、変更後の要綱に同意したものとみなす。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

本要綱は、令和7年10月15日から施行する。